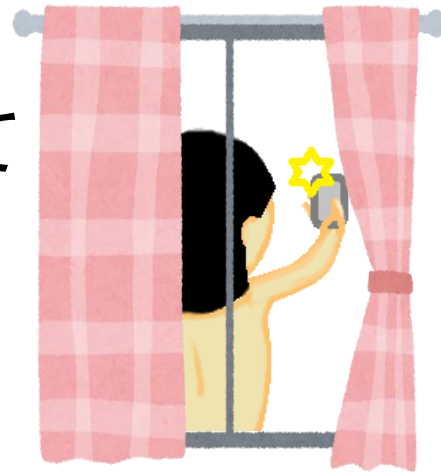


身近な「自画撮り」と 性的な画像の流出について



子どもたちの間では、自分一人、または友人や恋人と一緒に自ら写真を撮る「自画撮り」又は「セルフィー」と呼ばれる行為が盛んに行われています。

自画撮り自体に問題はありませんが、それをネット上に投稿することにより、様々なトラブルや危険が生じます。

自画撮りに起因する犯罪被害の実態

北海道警察本部の資料によると、昨年中に道内で起こった児童ポルノ事犯の被害に遭った子どもたちの44.6%は自画撮り被害であり、そのうちの半数はコミュニティーサイトに起因するものとのことでした。

相手の気を惹くためや自身の性的好奇心を満たすために撮影した自画撮り画像が、他人へ転送されたり、別れた後に交際していた相手の画像をネット上に広められてしまったりすることにより、被害に遭っていることが考えられます。

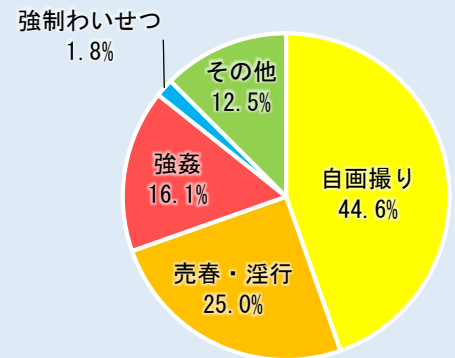
自画撮り画像の投稿に潜むトラブルの影

今年度のネットパトロールにおいても、本人や友だちと一緒に撮った自画撮りの画像をSNS上に投稿するなど、個人情報公開にあたる投稿が多く検出されており、悪意ある第三者により個人が特定されトラブルや犯罪に遭うことが心配されます。

中には、裸体を撮影したものを掲載したり、それらを転載したりしているものも検出されておりますが、このことは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」などに抵触しています。

また、流出してしまった自画撮り画像を原因としたいじめや嫌がらせを受けたり、学校に登校できなくなったりするなどの事態も危惧されます。

平成27年中 児童ポルノ被害態様別
(製造手段別)の割合(北海道)



指導の要点

自画撮り画像をSNS上に公開することについては、「記録性」「公開性」といったインターネットの特性から、危険性をはらんでいることを理解させることが必要です。

また、子どもたちが児童ポルノにかかわる自画撮り被害に遭わないようにするため、自分の裸を撮影しないことはもとより、その様な画像を、他者に送信することや送られてきたものを自分のスマホなどに保存することも全てが法律に抵触していることを理解させるとともに、実際に起こり得る被害についてもていねいに説明し、児童ポルノには決して関わることのないよう指導することが必要です。

◎本資料は北海道教育委員会とピットクルー株式会社が平成28年12月に作成したものです。
子供たちのインターネット利用に関わる相談等がありましたら、下記のURLまでご相談ください。

◀北海道教育委員会ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト▶

<https://webreport.pit-crew.co.jp/hokkaido/helpsite/>